食肉センターのあり方検討支援業務委託契約に係る 企画提案競技(プロポーザル方式)実施要領

1 業務名

食肉センターのあり方検討支援業務

2 業務の概要

民間事業者により運営されているセンターの今後のあり方などの検討支援業務を行う。

3 業務内容

別紙「食肉センターのあり方検討支援業務委託仕様書(案)」のとおり

4 契約期間

契約締結の日から令和8年2月27日(金)までとする。

5 予算額

本業務の委託見積限度額は、4,000,00円(消費税及び地方消費税を含む。) とする。なお、金額については、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

6 企画提案競技参加資格

告示第338号(令和7年3月24日)に定められた資格要件のとおり。(以下、再掲)この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる(1)から(8)までの要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- (2) 納期の到来している市税(本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納期の到来している市区町村税)、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (3) 参加申込み時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱(平成11年4月16日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に 規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者である こと。
- (5) 本告示の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱(平成26年3月27日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている 者(これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。)でないこと。
- (7) 企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 令和2年度以降にと畜施設や市場施設に関するアドバイザリー等業務の受託実績を有していること。

7 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。

内容	日時

告示	令和7年3月24日(月)
質問受付期限	令和7年3月31日(月)午後5時15分まで
質問回答	令和7年4月 4日(金)
参加申出書提出期限	令和7年4月 7日(月)午後5時15分まで
企画提案競技参加決定通知	令和7年4月 9日(水)
企画提案書提出期限	令和7年4月18日(金)午後5時15分まで
プレゼンテーション審査	令和7年4月25日(金)(予定)
プレゼンテーション審査結果通知	令和7年4月下旬(予定)
契約締結	令和7年5月上旬(予定)

8 企画提案競技参加申出書の提出

- (1) 提出書類
 - ア 企画提案競技参加申出書(様式1)
 - イ 会社法(平成17年法律第86号)に規定される会社については、商業登記簿謄本 (写しでも可)
 - ウ イ以外の法人については、法人登記簿謄本(写しでも可。3か月以内に発行されたもの)。個人の場合は住民票(写しでも可。3か月以内に発行されたもの)
 - エ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書(原本に限る。) ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本 社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする。
 - オ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書(その3)(原本に限る。)
 - カ 法人の場合は、決算書(財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)) 直前1期分。個 人の場合は、確定申告書の写し。

なお、創業1年未満で決算書等がない場合においては、事業計画書及び資金計画等事業状況がわかる書類

- キ 業務実績(様式3)
- ク 令和2年度以降にと畜施設や市場施設に関するアドバイザリー等業務の受託実績を 有していることを証する書類
- (2) 令和7・8・9年度鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている業者は、8(1)のイ、ウの書類の提出を省略することができる。
- (3) 証明書類は、証明年月日が書類提出日前3箇月以内のものとする。ただし、滞納がないことの証明書については、告示日以降のものを提出すること。
- (4) 提出書類は、A4判ファイルに8(1)の記載順にとじて、表紙に業務名を記載して提出すること(書類はステープルや製本テープ等で留めず、クリップ留めにて提出すること)。

9 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は、令和7年4月9日 (水)までに通知する。

10 企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和7年4月18日(金)午後5時15分(必着)

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(直接持参の場合は、土曜日及び日曜日並びに 正午から午後1時までを除く。)

- (3) 提出書類
 - ① 会社概要(様式2)
 - ② 業務実績(様式3) 参加申込の際に提出したものと同じものを提出すること。
 - ③ 本業務に係る実施体制 (様式4)
 - ④ 経費見積書(様式5)
 - ⑤ 企画提案書(様式6)
- (4) 提出部数

2部(正本1部、副本1部)

- ・正本の1枚目には、住所、会社名、代表者名を記入すること。
- ・副本には、会社名、住所、企業を特定できるマーク(社章)等は記載しないこと。
- ・文章の補完のために写真、イラスト等を用いても構わない。
- ・様式2については、正本にのみ添付すること。
- ・提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

※なお、提出書類原本と別に、電子データを別途電子メールにて送信すること。

(5) 提出方法

郵送又は直接持参

(6) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格が認められない者が行ったもの。
- ② 本要領に違反している又は適合しないもの。
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの。
- ⑤ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- ⑥ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行った もの。

11 質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、下記の要領にて行う。

(1) 受付期限

令和7年3月31日(月)午後5時15分まで(期限厳守)

(2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出すること。電話など口頭による照会には回答しない。 (アドレス san-seisaku@city.kagoshima.lg.jp)

(3) 提出様式

質問票(様式7)

(4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問票に質問者の会社(団体)名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には回答しない。

(5) 回答方法

令和7年4月4日(金)までに、本市ホームページ上に、質問内容とその回答を掲載する。

12 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認したうえで、鹿児島市産業局産業振興部業務委託等契約業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

なお、企画提案書の提出者が多数の場合は、プレゼンテーション審査の前に書類審査を実施する。また、プレゼンテーションについては、省略する場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーション審査を行う。

- ① 日時:令和7年4月25日(金)(予定)
- ② 場所:みなと大通り別館5階 501会議室
- ③ 留意事項
 - ・開催時間については、別途、通知する。
 - ・プレゼンテーションは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。
- (2) 審查項目
 - ① 提案者(会社)の業務実績
 - ② 業務担当者の能力、実施体制、コストの妥当性
 - ③ 提案内容
 - ④ 質疑応答
 - ⑤ 総合評価
- (3) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての意義申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予 定者の決定を行わないことがある。

(4) 結果通知

選定結果通知については、全参加者に対して文書で通知する。

(5) 企画提案競技の延期等

企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めたとき並びに不慮の 都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期、廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要 した費用について、本市でその負担に応じることはない。

13 業務の委託方法

- (1) 選定委員会で選定された提案者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 に基づき、当該業務を委託する。(随意契約)
- (2) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、 作成する。
- (3) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 契約予定金額

予算の範囲内において、あらためて契約予定者と見積り合わせを行う。

14 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された申出書等は返却しない。
- (2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、すべて当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- (3) 提出された申出書等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができる。
- (4) 提出された申出書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- (5) 前号により公表する場合、申出書等の写しを作成し使用することができるものとする。
- (6) 提出書類について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

15 本業務についての問い合わせ先

T892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業政策課(みなと大通り別館5階)

TEL 099-216-1318 FAX 099-216-1303

E-Mail san-kikaku@city.kagoshima.lg.jp